# 25 農山漁村の所得増大対策

【3,743(3,639)百万円】

## – 対策のポイント ——

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを本格始動するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や新商品開発・販路開拓、知的財産を活用した新しいビジネスモデルの構築等の取組を支援します。

## <背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した地産地消、高付加価値化、6次産業化、農商工連携等の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な業種の事業者との連携、ネットワークの構築等を通じて、このような取組の面的な拡大を図ります。

## 政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

#### <主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動 35,000百万円(財投資金) (H24、25の総契約規模1,100億円)

新たに設立される株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。

## 2. 6次産業化支援対策

3,743(3,639)百万円

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金 2, 172(一)百万円 地域における農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者と のネットワーク構築を通じた地産地消、6次産業化等の取組を推進するため、取組を先導する人材の育成・派遣、ネットワークによるプロジェクトの調査・検討、プロジェクトに必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

交付率:都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2、2/3、定額) 事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体等

#### (2) 6次産業化支援事業

1, 443 (3,639) 百万円

6 次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、経営の発展段階に即した個別相談等を実施するための体制整備を行うとともに、農林漁業者等による新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。また、六次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援します。

補助率: 1/2、2/3、定額 事業実施主体:民間団体等

## (3) 知的財産の総合的活用の推進

128(一)百万円

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援します。

補助率:1/2、定額 事業実施主体:民間団体等)

### お問い合わせ先:

1の事業 食料産業局総務課ファント企画室

(03-6744-1519 (**a**))

2(1)、(2)の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473 (直))

2(3)の事業 食料産業局新事業創出課(03-6738-6169(直))